

# 障害のある方と一緒に働く場にしよう！

## 障害者雇用



障害のある方もそれぞれの適性を生かして、  
同じように仕事や生活をする機会を得ることをめざします。

※障害のある方とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の影響を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」を言います（『障害者の雇用の促進等に関する法律』より）。



事業主はさまざまな助成金を  
受けることができます

※ご利用には諸条件がありますので、  
担当窓口にお問い合わせください。

### 新しく障害のある方を雇用したとき

#### 特定求職者雇用開発助成金 ハ

##### 特定就職困難者コース

賃金の一部として

中小企業主は **80 万円 ~ 240 万円**

大企業主は **30 万円 ~ 100 万円**

※雇入れ時 65 歳未満に限りませう。  
※労働時間、障害の程度によって助成  
対象期間や金額が異なります。  
※6 ヶ月ごと、大企業は最長 1 年 6 ヶ月、  
中小企業は最長 3 年の支給です。

##### 発達障害者・難治性疾患患者 雇用開発コース

賃金の一部として

中小企業主は **80 万円 ~ 120 万円**

大企業主は **30 万円 ~ 50 万円**

※雇入れ時 65 歳未満に限りませう。  
※労働時間によって助成対象期間や  
金額が異なります。  
※6 ヶ月ごと、大企業は最長 1 年、  
中小企業は最長 2 年の支給です。

### その他…

#### キャリアアップ助成金 ハ (障害者正社員化コース)

職場適応援助者助成金  
障害者作業施設設置等助成金  
障害者介助等助成金 機  
重度障害者等通勤対策助成金

…など  
職場定着や働きやすい環境整備  
のための助成金があります

### 試行雇用したとき

#### ハ トライアル雇用助成金 ※対象者を過去 3 年間に雇用して いないことなどが条件です。

##### 障害者トライアルコース

ひとりにつき

精神障害者 **4 万円 ~ 8 万円 / 月**

※原則 6 ~ 12 ヶ月間の有期雇用のうち、  
最長 6 ヶ月間を助成。

上記以外 **4 万円 / 月**

※原則 3 ヶ月間の有期雇用。  
※テレワーク勤務の場合は最長 6 ヶ月  
まで延長可能 (支給は 3 ヶ月まで)。

##### 障害者短時間トライアルコース

精神障害者・発達障害者  
ひとりにつき

**4 万円 / 月**

※原則 3 ~ 12 ヶ月間の有期雇用。  
※週 10 ~ 20 時間労働でスタートし、  
期間中に週 20 時間以上を目指す  
必要があります。

### 船橋市職場実習奨励金

受け入れ実習者  
ひとりにつき

**2 万円 / 1 回** 市

の奨励金制度あり。

※1 回につき 5 日以上の実習。  
※船橋市在住の障害のある方を実習に  
受け入れた事業主が対象です。  
※実習先は市外でも可。

お問い合わせ

ハ ハローワークふなばし 求人・企画部門 Tel.047-431-8287 (32 番)

機 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 高齢・障害者業務課 Tel.043-304-7730

市 船橋市商工振興課経営労政係 Tel.047-436-2477

障害者雇用推進キャラクター  
はーとくん

